

町田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

町田市スポーツ施設条例（平成１７年６月町田市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後				改正前			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
名称		位置		名称		位置	
町田市立総合体育館		略		町田市立総合体育館		略	
町田木曽山崎パラアリーナ		同 山崎町 1， 2 9 8 番地 1					
略		略		略		略	
別表第 2（第 9 条関係）				別表第 2（第 9 条関係）			
施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間	施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
町田市立総合体育館	略	略	略	町田市立総合体育館	略	略	略
町田木曽山崎パラアリーナ	3 時間	午前 9 時から午後 9 時まで	同左				
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			
別表第 3（第 1 0 条関係）				別表第 3（第 1 0 条関係）			
施設の名称	休館日・休場日			施設の名称	休館日・休場日		
町田市立総合体育館	（1）年末年始（1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで） （2）施設等の整備日（毎月の第 1 及び第 3 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する			町田市立総合体育館	（1）年末年始（1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで） （2）施設等の整備日（毎月の第 1 及び第 3 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する		
町田木曽山崎パラアリーナ							
略							

	休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
略	略

別表第4（第16条関係）

1 施設利用料金（駐車場に係るものを除く。）

（1）専用利用の場合の利用料金

ア スポーツに利用する場合

施設の名 称等	利 用 単 位	入 場 料 の 徴 収 又 は これに類 する取扱 いをして ない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入 場 料 が 1,000 円以下の 金額のと き。	入 場 料 が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入 場 料 が 3,000 円以上の 金額のと き。
町田市立総合体	略	略	略	略	略

	休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
略	略

別表第4（第16条関係）

1 施設利用料金（駐車場に係るものを除く。）

（1）専用利用の場合の利用料金

ア スポーツに利用する場合

施設の名 称等	利 用 単 位	入 場 料 の 徴 収 又 は これに類 する取扱 いをして ない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入 場 料 が 1,000 円以下の 金額のと き。	入 場 料 が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入 場 料 が 3,000 円以上の 金額のと き。
町田市立総合体	略	略	略	略	略

育 館							
町田木曽山崎パラアリーナ	メインアリーナ	全面	3時間	<u>6, 0 8 0</u> 円	<u>1 8, 2 4</u> 0円	<u>2 7, 3 6</u> 0円	<u>3 6, 4 8</u> 0円
		1 ／ 2面	3時間	<u>3, 0 4 0</u> 円	<u>9, 1 2 0</u> 円	<u>1 3, 6 8</u> 0円	<u>1 8, 2 4</u> 0円
	サブアリーナ		3時間	<u>8 8 0</u> 円	<u>2, 6 4 0</u> 円	<u>3, 9 6 0</u> 円	<u>5, 2 8 0</u> 円
略			略	略	略	略	略

イ その他の事業等に利用する場合

施 設 の 名 称等	利 用 単 位	入 場 料 の 徴 収 又 は これに類 する取扱 いをして ない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入 場 料 が 1, 0 0 0 円 以 下 の 金 額 の と き。	入 場 料 が 1, 0 0 0 円 を 超 え 3, 0 0 0 円 未 満 の 金 額 の と	入 場 料 が 3, 0 0 0 円 以 上 の 金 額 の と き。

育 館						
略			略	略	略	略

イ その他の事業等に利用する場合

施 設 の 名 称等	利 用 単 位	入 場 料 の 徴 収 又 は これに類 する取扱 いをして ない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入 場 料 が 1, 0 0 0 円 以 下 の 金 額 の と き。	入 場 料 が 1, 0 0 0 円 を 超 え 3, 0 0 0 円 未 満 の 金 額 の と	入 場 料 が 3, 0 0 0 円 以 上 の 金 額 の と き。

					き。	
町田市立総合体育館	略	略	略	略	略	略
町田木曽山崎パラアリーナ	メインアリーナ	全面	3時間	<u>1 2 1, 6</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 2 7, 4</u> <u>0 0 円</u>	<u>2 7 3, 6</u> <u>0 0 円</u>
	1 / 2 面	3時間	<u>6 0, 8 0</u> <u>0 円</u>	<u>1 1 3, 7</u> <u>0 0 円</u>	<u>1 3 6, 8</u> <u>0 0 円</u>	<u>3 1 8, 6</u> <u>0 0 円</u>
	サブアリーナ	3時間	<u>1 7, 6 0</u> <u>0 円</u>	<u>3 2, 9 2</u> <u>0 円</u>	<u>3 9, 6 0</u> <u>0 円</u>	<u>4 6, 1 2</u> <u>0 円</u>
略	略	略	略	略	略	略

ウ 会議室等の利用料金

					き。	
町田市立総合体育館	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略

ウ 会議室等の利用料金

施 設 の 名 称等		利 用 単 位	入 場 料 の 徴 収 又 は こ れ に 類 す る 取 扱 い を し な い 場 合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
				入 場 料 が 1, 0 0 0 円 以 下 の 金 額 の と き。	入 場 料 が 1, 0 0 0 円 を 超 え 3, 0 0 0 円 未 満 の 金 額 の と き。	入 場 料 が 3, 0 0 0 円 以 上 の 金 額 の と き。
町 田	略	略	略	略	略	略
市 立						
総 合						
体 育						
館						
町 田	多	3	<u>3 0 0 円</u>	<u>9 0 0 円</u>	<u>1, 3 5 0</u>	<u>1, 8 0 0</u>
木 曽	且	時			円	円
山 崎	的	間				
パ ラ	室					
ア リ	1					
ー ナ	多	3	<u>3 0 0 円</u>	<u>9 0 0 円</u>	<u>1, 3 5 0</u>	<u>1, 8 0 0</u>
	且	時			円	円
	的	間				
	室					
	2					

施 設 の 名 称等		利 用 単 位	入 場 料 の 徴 収 又 は こ れ に 類 す る 取 扱 い を し な い 場 合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
				入 場 料 が 1, 0 0 0 円 以 下 の 金 額 の と き。	入 場 料 が 1, 0 0 0 円 を 超 え 3, 0 0 0 円 未 満 の 金 額 の と き。	入 場 料 が 3, 0 0 0 円 以 上 の 金 額 の と き。
町 田	略	略	略	略	略	略
市 立						
総 合						
体 育						
館						

略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---

備考 略

(2) 個人利用の場合の利用料金

施設の名称等		利用 単位	利用料金			
			大人	子ども	高齢者	障がい者
町田市立総合体育館	略	略	略	略	略	略
町田木曽山崎パラアリーナ	メインアリーナ	1回	310円	100円	100円	100円
	サブアリーナ					
	多目的室					
	トレーニング室	3時間	310円		100円	100円
略		略	略	略	略	略

備考

- 略
- 町田市立総合体育館及び町田木曽山崎パラアリーナにおける利用単位「1回」とは、一般開放1単位又は公開指導1単位とする。

略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---

備考 略

(2) 個人利用の場合の利用料金

施設の名称等		利用 単位	利用料金			
			大人	子ども	高齢者	障がい者
町田市立総合体育館	略	略	略	略	略	略
略		略	略	略	略	略

備考

- 略
- 町田市立総合体育館における利用単位「1回」とは、一般開放1単位又は公開指導1単位とする。

3～7 略

2 駐車場利用料金

駐車場の名称	利用料金
町田市立総合体育館駐車場	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 30分まで 無料 (2) 30分を超え2時間まで 100円 (3) 2時間を超え9時間まで 前号に掲げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額 (4) 9時間を超える場合 800円
町田木曽山崎パラアリーナ駐車場	
略	

3 附属設備利用料金

附属設備の名称等				利用単位	利用料金	
					スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合及びその他の事業等に利用する場合
照明	町田市立総合	略	略	略	略	略

3～7 略

2 駐車場利用料金

駐車場の名称	利用料金
町田市立総合体育館駐車場	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 30分まで 無料 (2) 30分を超え2時間まで 100円 (3) 2時間を超え9時間まで 前号に掲げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額 (4) 9時間を超える場合 800円
略	

3 附属設備利用料金

附属設備の名称等				利 用 単 位	利用料金	
					スポーツに利用する場合で 入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを しない場合	スポーツに利用する場合で 入場料の徴収 又はこれに類 する取扱いを する場合及び その他の事業 等に利用する 場合
照 明	町田市 立総合	略	略	略	略	略

設備	体育館 メイン アリー ナ				
	町田木 曽山崎 パラア リーナ メイン アリー ナ	全面	3 時 間	7, 5 2 0 円	1 5, 0 4 0 円
	略	略	略	略	略
放送 設備	町田市 立総合 体育館 メイン アリー ナ	略	略	略	略
	町田木 曽山崎 パラア リーナ メイン アリー ナ	一式	1 回	3, 2 4 0 円	6, 4 9 0 円

設備	体育館 メイン アリー ナ				
	略	略	略	略	略
放送 設備	町田市 立総合 体育館 メイン アリー ナ	略	略	略	略

略	略	略	略	略	略
電源 使用 料	町田市 立総合 体育館	コンセント1 口につき	1 回	100円	200円
	町田木 曽山崎 パラア リーナ	コンセント1 口につき	1 回	100円	200円
得 点 表 示 設 備	町田市 立総合 体育館 メイン アリー ナ	略	略	略	略
	町田木 曽山崎 パラア リーナ メイン アリー ナ	一式	1 回	12,570 円	25,140 円
略			略	略	略

備考 略

略	略	略	略	略	略
電源 使用 料	町田市 立総合 体育館	コンセント1 口つき(1k wまで)	1 回	100円	200円
得 点 表 示 設 備	町田市 立総合 体育館 メイン アリー ナ	略	略	略	略
略			略	略	略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して３年１月を超えない範囲において町田市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 町田木曽山崎パラアリーナの管理の業務を行わせる者を選定する手続、この条例の施行の日以後の施設等の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、この条例による改正後の町田市スポーツ施設条例の規定の例により行うことができる。